

随意契約（相手方指定）調書

件 名	公園・児童遊園・広場見回り業務委託	№5200216
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	推定総額 2 , 3 1 7 , 0 7 5 円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号 : 9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	単価契約

業者選定理由書

件 名	公園・児童遊園・広場見回り業務委託
指名業者 （案）	名 称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久4 - 3 2 - 7 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	本件は、防犯等を目的として、夕方の時間帯に公園・児童遊園等の見回り業務を委託するものである。 本件の契約締結請求にあたり、主管課からは、部の機種・業者選定委員会の承認を得て、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。 上記法人は荒川区在住の高齢者が会員となっている社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。 上記法人は、平成21年度から本件業務を受託しており、主管課において行った履行状況評価の結果、最終評定で優良との評価を得ている。 以上のことから、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）